

第7回 府中市男女共同参画推進協議会 議事録

- 日 時 平成30年12月21日（金）午前10時から11時30分まで
- 会 場 府中市役所北庁舎3階会議室
- 出席者 (委員)
諸橋会長、内海委員、糸井委員、今喜多委員、杉本委員、徳原委員、内藤委員、堀井委員、松本委員、向井委員、谷田部委員
(事務局)
三浦地域コミュニティ課長補佐、肥後男女共同参画推進係長、高畑主任
(文化科学研究所)
瀬戸、小谷
- 欠席者 長屋委員
- 傍聴者 なし
- 議 事 審議事項
- 1 第6次府中市男女共同参画計画について
 - 2 府中市女性センターの事業計画及び運営について
- その他
- 資 料 1 第6次府中市男女共同参画計画新旧体系図（案）
2 第6次府中市男女共同参画計画事業項目対応表（案）

開会

【会長】

定刻になりましたので、第7回府中市男女共同参画推進協議会を開会いたします。まず、事務局から本日の委員の出席状況等について、報告をお願いします。

【事務局】

本日の出席状況でございますが、長屋委員から欠席とのご連絡をいただいております。定数12名中11名の委員にご出席をいただいております。出席者が過半数を超えておりますので、本協議会は有効に成立していることをご報告いたします。なお、本日の傍聴希望者はございません。

次に資料の確認をさせていただきます。

(配布資料1及び2の確認)

資料は以上でございます。会長、どうぞよろしくお願いたします。

【会長】

それでは、次第に沿って議事を進めます。

前回11月28日に実施した第6回協議会の議事録につきましては、事前にご確認いただいておりますが、あらためて修正等でお気づきになることはございますか。

委員より3点の訂正をいただいております。修正部分に網掛がしてありますので、ご確認お願いいたします。その他、ございますか。

それでは、議事録は了承とし、事務局は公開の手続きをお願いいたします。

次に、次第の1の審議事項(1)第6次府中市男女共同参画計画について、事務局からお願いいたします。

【事務局】

次第の1の審議事項(1)第6次府中市男女共同参画計画について、資料1をご覧ください。こちらは、前回の協議会に提出した案を、会長にご確認いただき、その後12月10日に開催されました府中市男女共同参画推進本部専門部会の意見をもとに訂正した資料となっております。

(資料1及び2の説明)

また、資料2のP8(3)性的マイノリティへの理解促進と支援について補足いたします。

現在府中市ではパートナーシップ宣誓制度に関して、来年4月1日からの制度開始に向けて、1月7日までパブリックコメントを実施中でございます。これにつきましては、人権を担当いたします政策総務部政策課が制度を創設するという動きで動いています。経緯としては、東京都でオリパラに向けた開催都市ということで、オリンピック憲章で謳われる人権尊重の理念の実現を目指す条例を10月に制定していること、本市におきましても9月の第3回市議会定例会におきまして、同性パートナーシップの公的承認についての陳情が提出をされ、採択される等、オリパラ開催を契機に多様性を認め合う、共生社会実現の機運が高まっていることから、性的マイノリティに対する偏見や差別の解消を目指し、性的マイノリティである二人の関係についてパートナーの関係にあることを証明するパートナーシップ宣誓制度(案)を実施するためのパブリックコメントを実施しています。

具体的にこの制度が目指すものにつきましては、あくまで性的マイノリティの権利擁護につなげることで、市民の人権意識の醸成に寄与することを第一義的な目的としております。当面行政サービスに直結するような取組は行わないとしております。今後、パブリックコメント等でご意見をいただくとお思いますので、行政サービス等は必要なことについては追加がされていくとは思いますが、制度開始当初は行政サービスに

直結する取組はないということをご承知おきください。

具体的に宣誓する時の手続きですが、まず両者が府中市民である、あるいは府中市に転入して府中市民になる等、府中市民であることが大前提であります。宣誓時は住民票の写し、戸籍謄本が必要で、配偶者等がないことを書類で確認いたします。その後、宣誓書というものを市に提出し、それに対して市は受領書を交付するというような流れでございます。両者が府中市民であることが前提ですので、一方が他市に転出すると、その時点で、この二人の関係性の証明は効力を失うことになりまじ、死亡されたとか、当事者間の意思によってパートナーシップ関係が解消されたときには、受領書を市に対して返還することが制度として設計されています。

ホームページにも記載がありますが、12月3日から1月7日までパブリックコメントを受け付けており、その意見等も反映したうえで、来年4月1日からの実施に向けて庁内で調整がされております。

私共も、男女共同参画計画を所管する立場として事前に話をいただきまして、第6次計画において性的マイノリティに対する支援ということで、新たに施策を設けることと、この制度は当然合致するものでありますので、私共といたしましても支援については政策課とともに進めていかなくてはならないものだと認識しております。

パートナーシップ宣誓制度についての説明は以上でございます。

【会長】

ありがとうございました。

まず、体系図案について何のご意見やご質問はございますか。

「ワーク・ライフ・バランス」という言葉は課題や施策からは無くなりましたね。目標には残っていますからいいですか。

もう1つは「教育の場における男女共同参画」の「学校における男女共同参画教育の推進」が「男女共同参画」か「男女平等」なのか。言葉についてどうでしょうか。

【委員】

「職場と家庭における環境づくり」で2つの施策が一緒になりました。事業の方にいけば、家庭と仕事と一緒になるわけではなく、例えば「男性職員の介護・子育ての参画」というのは家庭における環境づくり、「長時間労働」等は職場における環境づくりだと思います。結局、事業の中で両方入ってくると思うのですが、これを施策の段階でひとつにしたというのは、何か意味があるのですか。何か理由があるのであれば、反対するわけではありません。強調する意味でも、家庭での問題と職場での問題と明らかに違うので、ここは分けてと

最初は思ったのですけれど。

【会長】

対応表は4ページになります。事業番号42は家庭のことですね。それ以外はだいたい職場の話ですね。事業としては2つの方向からありますが、見せ方が1つになってしまっているのです、どうなのかなということですね。理由はありますか。

【事務局】

前回お示しした記載の内容が整理できておらず、わかりづらいということで、事務局として再検討した結果、ワーク・ライフというのは裏腹の関係にあり、一体的に考えていくということで、1つにまとめました。委員がおっしゃるとおり、課題が明らかに違うということがあれば再度検討いたします。

【委員】

関係性は深いと思います。残業があり長時間労働のために、男性が子育てに参加できないとか、相互に関係性があるので、そういう意味で一緒にしたのだろうか、確認させてもらいました。

最初は「職場におけるワーク・ライフ・バランス」でしたが、それはちょっと変ですよ。職場と家庭とのバランスをとるのがワーク・ライフ・バランスというのですから、ここを変えたのは良いと思います。

【事務局】

事務局内でも、ワーク・ライフ・バランスという意味では、一緒にまとめた方が分かりやすいという意見があり、1つにまとめさせていただいたという経緯もあります。

【会長】

「職場と家庭における」ということで関係性が見えるということによろしいですね。

【委員】

分かりました。

【会長】

大きくは目標で「ワーク・ライフ・バランス」と示しているので良いですね。

「男女平等教育」か「男女共同参画教育」という点についてはどうですか。意味としてはどちらも同じです。ただ「男女共同参画教育とは何か」という感じになりますね。普通は「平等教育」ですね。

【委員】

「男女共同参画教育」とは普通言いませんね。

【会長】

「男女共同参画に関する教育」や「男女共同参画の推進」はいかがですか。

【委員】

「教育」はいらないですね。「教育」を入れるのであれば「男女平等教育」になります。

【会長】

事業は3ページですね。事業番号31が「男女平等教育の推進」ですね。

【委員】

事業として「男女平等教育」があるのであれば、全体では「男女共同参画の推進」が良いのではないのでしょうか。

【会長】

事業番号31など事業内容が大きく変わることがないのであれば、施策は「学校における男女共同参画の推進」が良いかもしれません。どうですか。

【委員】

学校は意外と男女平等だと思います。娘は共学に行っておりましたが、むしろ女子の方が生徒会長やったり、応援団長やったり、積極的なくらいです。学校は平等なのだけれど、社会に出た瞬間にそれが逆転します。だから、「日本社会の中では、学校はかなり男女平等だけれど、今ここでできていることを社会に出てもみんなが継続してほしい」「学校だけで平等を実現していてもダメで、それが社会に出ても実現できるように君たちに頑張ってもらいたい」と感じています。「男女共同参画教育」でも悪くないと思います。

私が若い頃から、学校の中というのとはわりと平等に近いものがあったと思うのですが、社会に出た瞬間から「男尊女卑」みたいな感じだったので、そのギャップの意識ですね。啓蒙になるかもしれません。

【会長】

実際に学校には隠れたカリキュラムがあつて、男女不平等なところもあります。相変わらず出席簿は男が先だとか、ランドセルは男が黒で女が赤だとか、日本の同調文化というのが独特の閉ざされた文化の中で根強くあります。学校にはそういうところもあります。

【委員】

まだまだ教育現場も、先生の立場から見ると、「平等ではないよ」ということですね。

【会長】

そういうことですね。

【委員】

今のお話は小中学校くらいのお話ですか。

【委員】

高校までです。ただ、娘が通っていたのは国立なので、ランドセルは男女一緒ですし、環境の違いかもしれません。

【会長】

国立だとモデル校の場合もあり、だいぶ違うかもしれませんね。「教育」も大事ですね。

【委員】

事業の中に「男女平等教育の推進」とあるので、施策は「男女共同参画の推進」でよいのではないのでしょうか。事業の中をみると「教育」ばかりではないので、施策に「教育」が入らなくても良いのではないのでしょうか。

【会長】

事業がきちんと残ればということで。それでは「男女共同参画の推進」にいたしましょう。

他にどうでしょうか。「セクシュアルハラスメント」を「ハラスメント」と広げました。「性的マイノリティへの理解促進と支援」という新しい施策の中で、「パートナーシップ宣誓制度」を取り入れるということです。緊急時の病院での面会、賃貸住宅の同居や生命保険の受取等、同性カップルだとできない。これを民間に保証していくための制度です。市はそれらを認めていく。渋谷区、世田谷区、中野区、国立市等がやっていると思います。

【事務局】

国立市は条例制定しています。

【会長】

世田谷区は制度、渋谷区、国立市が条例です。今、府中市と港区と豊島区あたりが考えているというところです。

【委員】

「ハラスメント」に広げたところですが、これは最初「セクシュアルハラスメント」だったのですが、男女共同参画計画ですので「セクシュアルハラスメント」がやはり問題になるのではないかと思います。もちろん「パワハラ」等いろいろあるとは思いますが、「マタハラ」等も「セクシュアルハラスメント」だと思うのですが、「ハラスメント」と全体でいうと「セクシュアルハラスメント」の色が薄くなるような気がして心配なのですが。

【委員】

今は項目が「セクシュアルハラスメント」になっているから現行事業をみるとすべて「セクシュアルハラスメント」になっていますが、「ハラスメント」になってしまうと、「パワハラも入れなければならない」となるかもしれません。

【委員】

「パワハラ」ももちろん入れることにはなると思うのですが。「男女におけるハラスメント」ではおかしいですかね。

【会長】

どんどん広がっていくという方向があるので「セクシュアルハラスメントだけではないだろう」というのもひとつの意見だろうし、そうすると「セクシュアル」という点が薄まってくるということも分かります。それで、なおざりになるということはないと思うのですが。

【委員】

事業項目で配慮するということがいかがですか。

【会長】

ただ、事業項目での名前も変わるかもしれません。「セクシュアルハラスメント」と書いておいて、中身はハラスメント全般に広げてもらうことにするか、「ハラスメント」と広めに書いておいて、事業項目は「セクシュアルハラスメント」を必須としてもらうか。「等」と入れるのもありだと思います。「セクシュアルハラスメント等」でいかがですか。

【委員】

それも良いかもしれません。

【会長】

「セクシュアルハラスメント」を復活させて「等」を入れる。他のハラスメントを排除することにもならない。男女共同参画の計画でもあるので、ジェンダー間のというニュアンスを入れた方が良いのかもしれませんが。何かご意見ありますか。

「セクシュアルハラスメント等の防止の推進」だと「の」が重なりますね。

【事務局】

セクシュアルというところを施策に盛り込む形で整理する、代表するような文言にするということで事務局にて調整いたします。

【会長】

まだ確定というわけではないでしょう。例えば、次年度にこの文言を変えることはできますか。

【事務局】

施策、事業等を見ながら変更するということがあり得ると思います。あくまでこれは骨子案ですので、次年度の中で細かい修正はあると思います。大枠はそれほど変わらないということです。

【会長】

骨子の体系図はそれなりにいろいろ独り歩きするでしょうし、見た目も大事ですので、吟味したいと思います。まだ微修正は可能ということです。また、

修正していくということで、これでいかがでしょうか。

パートナーシップ宣誓はメディアの注目も集めるでしょうから、男女共同参画は人権を扱っているということで大事だと思いますが、それに伴って講座等の啓発活動をしていくということになると思います。

では、審議事項1に関しましてはこれで終了とさせていただきます。

次に(2)府中市女性センターの事業計画及び運営について、事務局からご説明をお願いいたします。これは答申を念頭において、案を作っていました。

【事務局】

(参考資料の説明)

開催通知にも記載させていただきましたが、女性センターの今後の事業として力を入れるべきものについて、必要な事業についてのご意見をお願いいたします。

「(2)男女共同参画(男女平等)条例の制定について」につきましては、前回のまま記載しておりますので、この部分についてもご協議をお願いいたします。

P83以降の「平成30年(2018年)府中市男女共同参画に関する意識調査」結果よりは、P80のア～オの部分に係る意識調査の結果を付けております。

まず今回は事業運営につきましてご協議いただければと思います。以上でございます。

【会長】

2月7日に市長に提出する答申案の見本ということです。来年1月28日に年度最後の協議会がありますので、その時には決定したものをお見せしたいと思っております。なるべく今日ここでご意見いただければと思います。いかがでしょうか。

4、5ページに大目標と目標の説明が入ると良いのではないのでしょうか。第6次計画の基本的な考えとして「男女が共に参画するまち府中プラン」というのを掲げ、4つの目標を立てたという文章が入っていません。4つの柱を盛り込んでもらうと良いです。第5次と変わらないということでも良いのですが、第5次を受けて続けますと入れてもらうと良いのではないかと思います。(ア)の「計画策定の基本理念」のところです。

第三者評価は皆様に見ていただきましたが、9ページに解説があります。ここはどうでしょう。細かいことは各評価に入っています。ここに何か他に入りたいことがありますか。

【委員】

各機関の女性の割合ですが、ゼロのところはまだありますね。

【会長】

ゼロの委員会がまだあるということはちょっとゆゆしき問題ではあります。見本として付けてもらった10、11ページではB評価になっています。提言に「理由について、詳しく記入してください」と書いてあるので、「こちらが分かっている」ということは分かります。9ページに特だしてあらためて「委員会ゼロのところはまだ2つあるぞ」といいますか。

【委員】

一覧表の41、42番に網掛をしたらどうでしょうか。

【会長】

9ページに「ゼロのところは2委員会あるぞ」と特だしてもらおうか、一覧表に網掛するか。

【事務局】

41、42ですね。見せ方は検討します。

【会長】

強調していただくということをお願いします。

では80、81あたりはどうでしょうか。意識調査の結果を踏まえ、いろいろ書いていただきました。他に書くことがあれば、空欄もあります。センターで進めるべき事業があれば追加していただけますでしょうか。

【委員】

ア～エまでの項目はこれで十分だと思うのですが、ウの「女性活躍の支援」のところ、3行目に「ワーク・ライフ・バランスの実現のために有効な取組においても『長時間労働の削減』が挙げられています」と、「長時間労働」だけがここでは文章で取り上げられています。しかし、85ページを見ると確かに「長時間労働の削減」が51%なのですが、「フレックスタイム等の柔軟な働き方」も46%ですし、「仕事と育児の両立支援」も46%、下の方の「テレワーク」も31%あります。この文章をパッと見ると「長時間労働だけを解決すればよいのか」とフォーカスされます。「長時間労働の削減や柔軟な働き方の導入」等の言葉を入れたいと思いました。「残業」等だけではない、今「ワークスタイル変革」等、盛んに言われているので、そこのところはワーク・ライフ・バランス実現のために大事ではないかと思っているので、あえて一言入れたいなと思います。

【会長】

85ページの解説にも「フレックスタイム、短時間勤務制度等柔軟な働き方の導入」と入っています。

【委員】

今の意見に付け加えて、「長時間労働の是正をはじめ、男性の働き方改革、家事・育児・介護参画等」と書いてありますから、「長時間労働の削減」や「仕事と育児の両立の支援」が挙げられています。「仕事と育児の両立の支援」が難しいと言っているのは女性だと思っているのですが、その女性に任せないで男性もやりなさいというような意味で、ここで「男性の働き方改革、家事・育児・介護参画等支援する必要があります」につなげられるためには、「長時間労働の削減」の次に意識調査の結果の何を持ってくるか。私は「仕事と育児の両立の支援」がよいかと思うのですが、どうでしょうか。

でも、最初に「『家事・育児との両立が難しい』ということが分かりました」と書いてありますね。

【会長】

そうですね。最初に「『家事・育児との両立が難しい』ということが分かりました」と全体を言っていますね。

【委員】

では「長時間労働の削減」と、その次は「柔軟な働き方」を挙げるのが良いですかね。

【会長】

「家事・育児との両立が難しい」というのは全体を総括していて、これ自体はこれでよく、具体的には「長時間労働の削減」が挙げられ、これだけではないぞということで「柔軟な働き方」を入れていただく。

【委員】

私が「柔軟な働き方」について申し上げた背景には、女性が働いて家庭をうまくやっていくためには、男性の働き方ももちろん大事ですが、女性自身も柔軟な働き方ができるとやりやすいということです。男女問わず、柔軟な働き方、多様な働き方でも良いと思います。

【会長】

では、その点を入れていただいて、最後のまとめは「男性の働き方改革、家事・育児・介護参画等の支援」、この「家事・育児・介護参画」は男性と限らないのか、男性にも女性にもということですね。

【委員】

両方ですよ。もちろん、男性が今家事・育児・介護に参画できない状況にあるから、そちらの方も、もちろんやっていただきたいのです。

【委員】

どちらかというと「男性の働き方改革、男性の家事・育児・介護参画等の支援」だと私は思っていました。

【事務局】

確かにおっしゃる通り、これだと「女性活躍の支援」と言っておきながら、男性側の視点の表現しかないので、今お話のあった女性側も含めて「柔軟な働き方」という表現は「女性活躍支援」につながっていくと思いますので、これを追加するのがよいと思います。

【会長】

「女性の活躍」という項目だから、女性の活躍のためには男性もということ
です。

【事務局】

女性はこうです。男性もこうしてください。2つに分けて、女性の活躍の支援と男性の改革、支援ですね。工夫してみます。

【会長】

男性が加わることで、女性も活躍できるようになるわけですので、工夫して
みてください。

他にどうでしょう。

【委員】

今のことを言いながら思ったのですが、ウの「女性活躍の支援」ところです
と、85ページの問13を見ると、「こういう項目が挙がった」と分かるの
で、取り上げたところについては、(問13)のように入れてもらうと分かり
やすいと思います。

【会長】

対応している意識調査の問の番号を、この文章に入れると分かりやすいと思
います。そうすると、グラフをもう一度見てもらって、いろいろ分かるでしょ
う。

【事務局】

他の項目も含めまして、意識調査との関連が分かりやすく表現させていただ
きます。

【会長】

他にセンターで進めるべき事業についてございますか。これもオのところ
で、「問21を見るといろいろ出ていますので」と書けば、だいたい分かるか
もしれません。他になにか特だしすることがありますか。

災害等強調しなくてよろしいですか。パラ・オリに向けて。

【委員】

今は名前が女性センターで「女性のために作ったセンター」なので良かった
のかもしれませんが、女性センターの課題として、男性の参加率が低いとい
うことがあると思います。「今後、女性だけではなく、男性に来てもらうイベ
ント等を開催する」というようなことを書いても良いかもしれません。

【会長】

センター名称も変更されますので、周知活動の中に入れてらどうでしょうか。「名称も変わるのですから、男性を引き込む講座やイベントを充実させてください」等を80ページのアに入れてもらいましょう。

他に今後の課題等どうでしょうか。

【委員】

「DV被害者の支援」というのが大きな課題で、デートDVの話もひとつの方向性として新たに出されているのですが、資料1の体系図の中に施策の指標として含まれていくのか、今後どの辺りに施策として落とし込まれていくのか、ということ踏まえておいた方が良いのかなと思っています。先ほどの「配偶者暴力対策基本計画」の中にデートDVも入っていくのか、それとも違う体系の中で、ハラスメント等のところに入っていくのか、提言として明確に出ているということは、市として取り組んでいくという方向性だと思うので、体系の中の位置付け、落としどころも踏まえておいた方が良いでしょう。

【会長】

今回の提言とは別として、デートDVは体系のどこに入るのか。

【事務局】

「人権が尊重される社会の形成」の「配偶者等からの暴力の防止」に今は位置付けています。ここが良いのかを含めて、施策、事業を設定する時に考えたいと思います。

【会長】

「人権の尊重」あるいは「学校の教育の場における」でも良いかもしれませんが。忘れずに事業としてぶら下げていただければと思います。

【委員】

先ほどの男性のセンターの活用の件ですが、大いに賛成です。市ではないのですが、私が前に住んでいたところは、魚が多い地域で魚市場があり、漁師センターや魚センターで、男性を対象にした料理教室を開催していて、単身者のための料理教室、50歳代の男性のための料理教室等がありました。60歳近くなり、やがて日中も家に居て、かみさんばかりに作ってもらうのではなく、料理を自立して作るというのがすごく好評でした。男性がたくさん応募します。だいたい会費が1回1,000円。つまみの料理等、おかげで自分で魚を調理できるようになりました。男性が台所に入れるようになりました。私も現役時代は台所に入ったことはありませんでしたが、今では自分で刺身も作れます。土日は、自分で料理を作るようになりました。そういう、男性も家事をやるきっかけになるような、いきなり料理を作れといっても作れないでしょうから、例えば、つまみとか、センターの設備でできる、何か一助になるようなも

のができれば、センターの男性利用も増えると思います。男性も行けるきっかけを作ってあげれば、何か始まると思います。

【事務局】

きっかけが今はなくて、地域活動や家事に参加していない、リタイヤした男性というのは多数いらっしゃいます。

【委員】

土日の午前中等で、何か事業を実施できると良いかと思います。

【事務局】

その関係で、私共地域コミュニティ課は文化センターを所管しているのですが、ある文化センターでは地元の割烹の店主を講師に招いて、男性向けの料理教室を開催し、お酒のおつまみになるようなものを作ったところ、大変好評だったと聞いております。文化センター内には公民館があり、公民館講座を開催しており、このように男女共同参画の視点の講座も実際にやっていますので、この計画の事業にも位置付けるということもできます。

【会長】

共催にするとか。

【事務局】

もっともっと女性センターだけではなく、文化センターでも展開していければと思います。

【委員】

いきいきプラザってありますね。

あそこでも男性の料理教室をやっています。男性は自分から行かないらしいです。奥様が「あなた行ってみたら」と一声かけるとかなり違ってくる。

【会長】

せっかくいろいろなところでやっているから、網かけて、男女共同参画の一環ですと、全庁的に盛り上げていただければ良いのではないのでしょうか。その辺りも含めて、加えてもらいましょうか。

【委員】

84ページに問7に「学校教育で必要な取り組み」というのがありますが、学校教育の必要性をどこかに何らかの形で加えたら良いと思います。

【会長】

そうですね、せっかくあるのですから。教育の点を入れたいですね。

【委員】

事業ということにはならないかもしれませんが、啓発が重要だという流れのなかに組み込んだらどうかと思います。

【会長】

良いかもしれませんね。教育ということで1項目設けていなくても、啓発のあたりに盛り込みましょうか。

【委員】

DVのところにも少し最後のところに書かれていると思うのですが、もう少し強調されてもいいのかなと思います。

【会長】

周知活動でも市民活動でも女性活躍でもDVでもないとする、カとして1項目増やしてもらおうか。「学校教育における男女共同参画の推進」と問7を活かしたものを入れ込みたいというご意見ですね。

【事務局】

問7の関係を項目にするか、その他の中に追加するか、内容については正・副会長と事務局とで今後調整させていただきます。

【会長】

条例に関しましては、少し文言変えるかもしれませんが、何かご意見ございますか。毎回のように入言には入れております。今、ご意見がなければ、会長、副会長で精査していきます。

次回の協議会の開催は、1月28日になりますので、修正したうえでご覧いただきます。では、事務局の方からその他についてお願いします。

【事務局】

今回は、当協議会の任期における最終回となります。日時は、平成31年1月28日（月）の前回、午後4時とご案内しておりましたが、この会場を5時には明け渡さないといけないことが分かりましたので、午後3時30分からの開催とさせていただきます。会場は、市役所3階第1会議室でございます。

本日いろいろご意見いただきました答申案の内容に関しまして、何か追加のご意見がございましたら、今月中に事務局の方にご意見いただければ、年明け正・副会長と調整させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

【会長】

ありがとうございました。

今回は1月28日（月）午後3時半からです。

それでは、第7回男女共同参画推進協議会を閉会とします。

本日はご出席ありがとうございました。